

社会保障・税一体改革、社会保障制度改革国民会議について

# 社会保障・税一体改革の経緯

## 自公政権

平成 20 年 社会保障国民会議 ～ 持続可能性から社会保障の機能強化へ

→ 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」(H20.12)

→ 平成 21 年度税制改正法附則第 104 条 (H21.3)

「政府は、基礎年金の国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、(中略)遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本改革を行うため、平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする」

平成 21 年 安心社会実現会議 ～ 安心と活力の両立

## 民主党政権

### 政府・与党における検討

平成 22 年 10 月 政府・与党社会保障改革検討本部

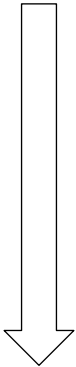
平成 22 年 12 月 「社会保障改革の推進について」(閣議決定)

「社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23 年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る」

平成 23 年 2 月～7 月 社会保障改革に関する集中検討会議

平成 23 年 6 月 「社会保障・税一体改革成案」

(政府・与党社会保障改革検討本部決定。7 月 1 日閣議報告)

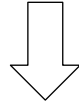
- 
- ・厚生労働省社会保障審議会等における検討
  - ・9 月 野田内閣 基本方針 閣議決定 (成案を早急に具体化)
  - ・素案の策定に向けた政府・与党での検討
    - (政府部内) 関係 5 大臣会合 (官房長官、一体改革、総務、財務、厚生労働)、政府税制調査会
    - (民主党内) 社会保障と税の一体改革調査会、税制調査会

平成 24 年 1 月 6 日 「社会保障・税一体改革素案」

(政府・与党社会保障改革本部決定・閣議報告)

〔 1 月 20 日 「一体改革・広報に関する基本方針」(関係 5 大臣会合) 〕

2 月 17 日 「社会保障・税一体改革大綱」(閣議決定)



大綱に基づく法案作成 → 与党審査

3 月 30 日 子ども・子育て新システム、年金、税制抜本改革  
関係法案閣議決定 ⇒ 国会提出

国会審議

5 月 8 日 衆議院において 7 法案の審議開始

本会議 5 月 8 日～11 日 (3 日間)

一体改革特別委員会 5 月 16 日～6 月 26 日

(特別委員会での総審査時間は約 129 時間)

6 月 8 日～15 日 民主・自民・公明の 3 党で実務者協議

6 月 20 日 「社会保障制度改革推進法案」、「認定こども園法改正法案」  
(いずれも衆法) ⇒ 国会に提出

6 月 21 日 閣法 6 法案 (年金関係 2 法案、子ども・子育て支援関係  
2 法案、税制抜本改革(国税・地方税) 2 法案) の修正案  
⇒ 衆・一体改革特別委員会に提出

6 月 26 日 関連 8 法案 衆議院において可決

7 月 11 日 参議院において 8 法案の審議開始

本会議 7 月 11 日～12 日 (2 日間)

一体改革特別委員会 7 月 13 日～8 月 10 日

(特別委員会での総審査時間は約 86 時間)

8 月 10 日 関連 8 法案 参議院において可決・成立  
(8 月 22 日 公布)

11 月 16 日 国民年金法等改正法案、年金生活者支援給付金法案  
臨時国会において成立

# 社会保障・税一体改革に係る3党協議に基づく修正について (全体像)

## 【政府原案】

### 子ども・子育て関係

- ・ 子ども・子育て支援法案
- ・ 総合こども園法案
- ・ 関係整備法案

### 年金関係

- ・ 年金機能強化法案
- ・ 被用者年金一元化法案

### 税制関係

- ・ 国税改正法案
- ・ 地方税改正法案

## 【修正】

- ・ 社会保障制度改革推進法案  
(衆法)

- ・ 子ども・子育て支援法案  
(衆議院で修正)
- ・ 認定こども園法改正法案  
(衆法) ※
- ・ 関係整備法案  
(衆議院で修正)

※正式名称は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案」

- ・ 年金機能強化法案  
(衆議院で修正)
- ・ 被用者年金一元化法案  
(衆議院で修正※)  
※形式的修正のみ

上記の他、以下の法案が臨時国会で成立

- ・ 国民年金法等改正法案
- ・ 年金生活者支援給付金法案

- ・ 国税改正法案  
(衆議院で修正)
- ・ 地方税改正法案  
(衆議院で修正)

# 成立した社会保障・税一体改革関連法

## ○社会保障制度改革推進法

- ・社会保障制度改革の基本的事項を定める
- ・社会保障制度改革国民会議の設置 等

## ○子ども・子育て関連3法

(子ども・子育て支援法、認定こども園法改正法、関係整備法)

- ・学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充等により、子ども・子育て世帯を社会全体として支援

## ○年金機能強化法

- ・基礎年金国庫負担割合を2分の1に恒久化
- ・パート労働者への社会保険の適用拡大 等

## ○被用者年金一元化法

- ・共済年金と厚生年金の一元化

## ○国民年金法等改正法（※）

- ・平成24年度及び25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の維持
- ・物価スライド特例分の解消 等

## ○年金生活者支援給付金法（※）

- ・新たな低所得高齢者・障害者等への福祉的給付措置（年金機能強化法の附則に基づくもの）

## ○国税改正法

## ○地方税改正法

(※) の2法は平成24年臨時国会で成立、その他は平成24年通常国会で成立。

# 社会保障制度改革推進法のポイント

成立：H24.8.10 施行：H24.8.22

## 【目的】（第1条）

平成21年度税制改正法附則104条の規定の趣旨を踏まえて安定財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革の基本的事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、改革を総合的かつ集中的に推進

## 【基本的な考え方・国の責務】（第2～3条）

社会保障制度改革は、次の事項を基本として行う。国は、改革に関する施策の総合的策定と実施の責務

- ① 自助・共助・公助の最適な組合せ、家族相互・国民相互の助け合いの仕組みを通じて自立生活の実現を支援
- ② 機能の充実と重点化・効率化を同時に行い、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現
- ③ 年金・医療・介護は社会保険制度を基本、国・地方の負担は保険料負担の適正化に充てることを基本
- ④ あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点等から、消費税・地方消費税収を充当

## 【改革の実施及び目標時期】（第4条）

政府は、基本方針に基づき、社会保障制度改革を行う。必要な法制上の措置については、法律施行後1年以内に、国民会議の審議結果等を踏まえて講ずる。

## 【改革の基本方針】（第5～8条）

- ① 公的年金制度（今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、国民会議で検討し、結論を得る、年金記録問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入）
- ② 医療保険制度（国民皆保険を維持、国民負担の増大抑制と必要な医療の確保、医療保険制度の財政基盤の安定化等、個人の尊厳と患者の意思を尊重する医療の在り方、今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、国民会議で検討し、結論を得る）
- ③ 介護保険制度（介護サービスの効率化・重点化、保険料負担の増大の抑制と必要な介護サービスの確保）
- ④ 少子化対策（人生の各段階に応じた支援、待機児童解消策等の推進に向けた法制上・財政上の措置）

## 【社会保障制度改革国民会議】（第9～15条）

社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、基本的な考え方にのっとり、基本方針に基づいて改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に社会保障制度改革国民会議を設置（委員20人以内、総理が任命、国会議員を兼ねることを妨げない、事務局、設置期限は施行日から1年以内）

## 【生活保護制度の見直し】（附則第2条）

不正受給への厳格な対処等の見直しを早急に行う。生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組む。

# 社会保障制度改革国民会議

## 1 設置根拠

- 社会保障制度改革推進法に基づき設置。
- 法律に基づく設置期限は平成25年8月21日。

## 2 委員

○委員として以下の有識者15名を任命

(会長)	清家 篤	慶應義塾長
(会長代理)	遠藤 久夫	学習院大学経済学部教授
	伊藤 元重	東京大学大学院経済学研究科教授
	大島 伸一	国立長寿医療研究センター総長
	大日向雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
	権丈 善一	慶應義塾大学商学部教授
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
	榊原 智子	読売新聞東京本社編集局社会保障部次長
	神野 直彦	東京大学名誉教授
	永井 良三	自治医科大学学長
	西沢 和彦	日本総合研究所調査部上席主任研究員
	増田 寛也	野村総合研究所顧問
	宮武 剛	目白大学大学院生涯福祉研究科客員教授
	宮本 太郎	北海道大学大学院法学研究科教授
	山崎 泰彦	神奈川県立保健福祉大学名誉教授

※国民会議の事務局は、内閣官房社会保障改革担当室が担当している。

## 3 開催経過

【第1回】平成24年11月30日

〈議題〉 会長選任等諸手続、各委員からのあいさつ、意見交換 等

【第2回】平成24年12月7日

〈議題〉 医療、介護、年金、少子化対策の各分野について、厚生労働省の関係審議会部会長を務める委員から現状と課題を説明、意見交換

【第3回】平成25年1月21日

〈議題〉 これまでの議論の確認、意見交換

※今後は、2月にヒアリングを2回程度開催予定。

## 【医療の改革】

- ① 健康の維持増進・疾病の予防・早期発見等の積極的促進、  
医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用 等
- ② 医療保険制度の財政基盤安定化、保険料負担に関する公平の  
確保、療養の範囲の適正化等
- ③ 医療の在り方（個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより  
尊重されるよう必要な見直し、特に人生の最終段階を穏やかに  
過ごすことができる環境を整備）
- ④ 今後の高齢者医療制度にかかる改革

## 【介護の改革】

介護サービスの範囲の適正化等による効率化・重点化、低所得者  
等の保険料負担の増大の抑制

## 【年金の改革】

- ① 今後の公的年金制度にかかる改革
- ② 現行年金制度の改善（低年金・無年金者対策、厚生年金の  
適用拡大、被用者年金一元化等）

## 【少子化対策】

社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着  
実に実施